

秋穂の広報

No. 90

人口と世帯数

(5月末)

| | |
|-------|--------|
| 人 口 | 9658人 |
| 秋穂地区 | 6172人 |
| 大海地区 | 3486人 |
| 世 帯 数 | 2312世帯 |
| 秋穂地区 | 1453世帯 |
| 大海地区 | 859世帯 |

交通災害共済に加入しましよう

事故にあつたときはすぐ届出を

五月一日から開始した町
交通災害共済は、最近日増
しに激しさを加えている交
通災害の危険に対し、町
民みんなの助けあいの制

度として、加入者が交通事故
故にあつたとき、傷害の程
度によって五千円から五十
万円の共済金が支給される
ことになっています。

① 五月十五日現在の加入者
数

区によつては加入率の少な
いところもありますので一
人でも多くの方が加入され
ますようお願いします。

の割引はありません。

② 加入申込の受付

町役場総務課と大海支所
で受付します。
いつでも加入できますか
ら申込をしてください。

今から申込をされると申
きたい。

③ 共済金の支給

加入者が不幸にして事故
にあわれたときは、すぐに

町役場総務課に届出て共済
金の請求手続きをしてくだ
さい。

交通反則通告制度

—七月一日から実施—

四月中旬から五月にかけ
て、加入申込のとりまとめ
など各区の区長さんはじめ
町民のみなさんの御協力に
より、五月十五日現在で別
表のとおり四五六二人（加
入率四七%）の加入があり
ました。

町全体では約半数の方々
が加入されていますが、地
域によっては加入率が低い
ところになっています。

年々増加する交通違反の
処理をスピードにするた
め、「交通反則通告制度」
が七月一日から実施されま
す。

この新しい制度によりま
すと、交通違反者は、法で
定められた一定額の反則金
を納めるよう警察から通告
されます。通告を受けた者
が指定された期日までに、
もよりの金融機関に反則金
は、自動車などの運転者が
犯した道路交通違反のうち
比較的軽い違反八例

（信号無視、駐車違反、通行
区域違反、免許証の携帯違反、
ピード違反（二十五キロ未満の
オーバー）、な

ど、型のはまつた違反行為
がこれにあたります。

この制度が適用されるの
は、自動車などの運転者が
犯した道路交通違反のうち
比較的軽い違反八例（信号無
視、駐車違反、通行区域違
反、免許証の携帯違反、ピード
違反（二十五キロ未満のオーバー）、な

ど、型のはまつた違反行為
がこれにあたります。

△ 懲罰かつ危険性の高い
ひき逃げ、酒酔い運転、無
免許運転、スピード違反（
外され、刑事手続きによつ
て処理されます。



写真説明 秋穂小学校附近の横断歩道



恐しい農薬事故を無くしよう

昨年県下で31件

今年も、農薬を使う時期になりました。農薬の取扱いや保管には、じゅうぶん注意してください。

農薬は、農作物の害虫防除などに欠くことのできない薬剤ですが、取扱いを一歩誤ると、生命を奪う恐ろしい毒物であることを忘れてはなりません。

昨年中に山口県で発生した農薬事故は、自殺事故や散布中の中毒事故をあわせて三十一件もあり、前年に比べて死亡者が三人ふえています。

今年もすでに三件の死亡事故が発生しています。

これら事故の原因は、◎使い残りの保管方法が悪いこと。

◎個人の使用や所持が禁止されている特定毒物農薬を所持していたことなどがあります。

今年こそ、恐しい農薬事故をなくするよう、次のことをよく守ってください。
■ホリドール、テツブなどの特定毒物農薬は必ず共同防除により使用すること。

共同防除が終つたら、農

葉が残つていないかを点検し、余った農薬は防除班長が必らず回収すること。

▼農薬の入っていた空びんや空袋などは、安全なところへ埋めるか、焼却すること。

▼農薬が盗まれたり、事が起つたときは、すぐ警察へ届けされること。

早ばつに対する

用 水 管 理

◆米作りのための用水事情

長期予報によると六月下旬から七月上旬の本格的梅雨を除いては大体旱魃型だと言われており、米作り等についても心配なことです。

今年もすでに三件の死亡事故が発生しています。

これら事故の原因は、◎使い残りの保管方法が悪いこと。

秋穂町の米作りには、田植から収穫までに十アール当たり約千トンの水が必要となります。

現在の溜池は三五万トン、貯水能力しかありません、

今年こそ、恐しい農薬事故をなくするよう、次のことをよく守ってください。

■ホリドール、テツブなどの特定毒物農薬は必ず共同防除により使用すること。

共同防除が終つたら、農

的に進めよう

そこで、去年は撤底した節水栽培をしたために、あれだけの旱魃を受けながらも結果的には大豊作になつた経験を生かして、今年は

、当初から溜池を中心とした用水管理や栽培管理を、組織的に（話し合いによつて）推進しよう。

六月十日頃播種しておく。おき長期予報と勘案して、活用期（田植後五日間）

代がき用水のゆきわたりを早くするため必ず三四本の溝立てを行なつておく。

2. 荒起し

ビニールにより水漏れをしないように共同で行なつておく。

3. 用水路の補修

ビニールにより水漏れをしないように共同で行なつておく。

4. 五一作付縮少をしなければならない状態が起つた時は、その代作に何を入れるかを研究しておくこと。

5. 植付が七月十日以降七月末となる時は植付株数を坪九十株位に増す植え方をする。

6. 湿じゅん

断水、植付後三メートルおきに溝立し田面が黒乾すれば五日おき位に灌水する。

7. 分けつけ期（その後二十日間）

断水、植付後三メートルおきに溝立し田面が黒乾すれば五日おき位に灌水する。

8. 幼穗形成期

灌水（この時の水は絶対に必要）

9. 普通八月中旬

灌水（この時の水は絶対に必要）

10. 普通九月中旬

灌水（この時の水は絶対に必要）

11. 心掛ければよい

灌水（この時の水は絶対に必要）

12. 乾状態に保つ

灌水（この時の水は絶対に必要）

13. 1. 育 苗

灌水（この時の水は絶対に必要）

14. ◆田植までにどんな準備を

灌水（この時の水は絶対に必要）

15. 心掛ければよい

灌水（この時の水は絶対に必要）

郵便番号制に御協力を

郵政省では、七月一日か

ら郵便番号を採用することに決定し番号簿を皆様にお届けしております。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るために欠く事の出来ないものです。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るために欠く事の出来ないものです。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るために欠く事の出来ないものです。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るために欠く事の出来ないものです。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るために欠く事の出来ないものです。

郵便番号は郵便事業を近代化し、深刻化する人手不足に対処して事業の安定した成長を図るために欠く事の出来ないものです。

条おきに敷く、この場合溝に敷くと水の廻りがおそくなるから敷かないようにする。溝は田植直後土のやわらかい時は一升ビンなどに土をつめ、ひきづって溝立てをすることが簡単である。

坪当り二十グラムの硫安水を水五リットルにとかして散布し苗の老化を防ぐ、予備苗代を二割増ほど確保しておき長期予報と勘案して

、六月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種しておく。

6月十日頃播種ておく。

国民健康保険 税の税率を改正

近く皆さんの手許に国民健康保険税の納税手帳をお届けします。

税額は昨年に比べ増額されおりますが、これは最近、医療費が非常に増え、運営がむづかしくなったためです。表を比較してみると、医療費が逆に年々大きくなり、医療費は年々大きくなっています。国民健康保険の負担額もそれにつれて増加することになります。

- ◎ 医療費が増加する原因にはいろいろありますが、その主なものとして
- ◎ みなさんの医師にかかる回数が増えた（受診率の上昇）
- ◎ 高価な薬の使用が認められ、よい薬が使用されるようになった。
- ◎ 医学の進歩によって大手術や、科学的な検査が十分できるようになつた。
- ◎ 医療費単価の引上げなどがあげられます。

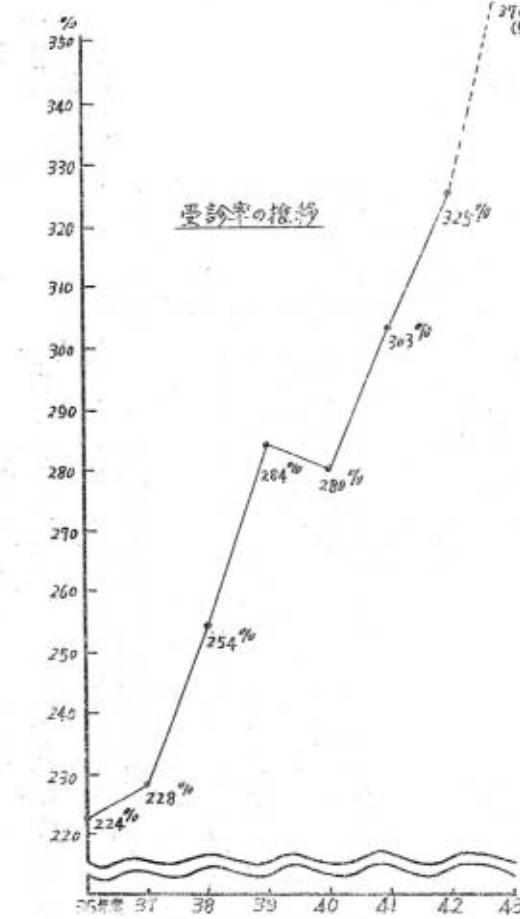
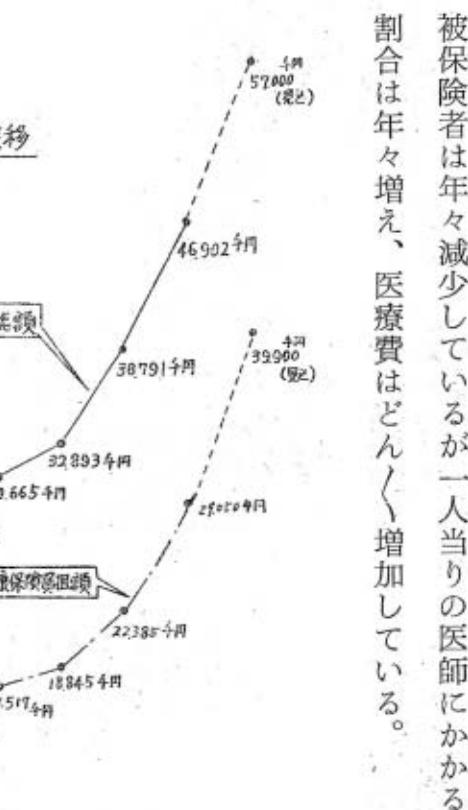
国民健康保険事業の費用

昭和四十二年度は全員七割給付となりましたので、これまで以上に伸び、医療費の総額は五、七〇〇万円等でまかなわれますが、その86%は医療費の支払いです。したがって、医療費が増加すれば保険税も増額しないと運営ができないります。昭和四十三年度は全員七割給付になりました。

国民健康保険財政の現状とこれに伴う保険税の引上げの実情をご覧くださいまして、保険税の納入につきまして一層のご協力をお願いします。

1. 医療費の増加で国保財政

国民健康保険事業は、医療費の動向によつて大きく左右されます。今までの保険税は昭和三十六年に改めたものでありますので、昭和三十六年を一〇〇として医療費の動向をみますと昭和四十二年度は二三六%などがあげられます。



被保険者は年々減少しているが一人当たりの医師にかかる割合は年々増え、医療費はどんどん増加している。

と約二・四倍に、国民健康保険の負担額は二九六%と約三倍にも増加しております。

昭和四十三年度は全員七割給付となりましたので、

これまで以上に伸び、医療費の総額は五、七〇〇万円、九九〇万円が見込まれます。これは昭和三十六年度に比べ、医療費が約三倍、国民健康保険の負担額は四倍強にもなります。

一方、保険税も年々増えておりましたが、税率は当時のまま増額の主因は所得の伸びによる自然増であります。昭和四十二年度の保険税は、昭和三十六年度に比べ約一・四倍になっておりますが、これは国民健康保険が負担する医療費が約三倍になっているのに比べ半分以下であります。医療費の増加と、保険税とを比較した場合、その差が大きく国民健康保険財政がいかに苦しいものであるかわかります。

国民健康保険事業を健全に運営していくためには、少なくとも保険税収入が国民健康保険の負担額の五〇%程度はなくてはなりませんが、医療費の増加により

和四十二年度には三九%となつて均衡が大きくなつてしましました。

今までの税率で昭和四十三年度の收支をみると、国民健康保険の負担額が四倍以上にもなるのに對し、保険税收入は約一・五倍程度で、差引約七〇〇万円の赤字が見込まれ、運営ができないなりますので、やむを得ず保険税の引上げをしたのであります。

2. 保険税のしくみ

保険税は次のようにして課税されます。

(下表参照)

課税総額は、国民健康保険が負担する額の七五%でその割合は右の上欄のように定められています。したがつて、税額や、税率は、市町村の医療費により、また市町村内の所得や固定資産税額、被保険者数、加入世帯数の多少によって大きく相違してまいります。

秋穂町の今までの税率は、昭和三十六年に改められたもので、当時の課税割合は右の上欄のとおりであります。それが、その後経済の発展により所得が伸び、昭和四十二年度の課税割合は中欄のようになつておなります。

これを今回の引上げを期に

3. 赤ちゃんには育児手当を支給

被保険者が出産した場合には、助産費として二千円支給しておりますが、昭和四十三年四月一日から、新たに育児手当金を支給することになりました。

育児手当金は六ヶ月分一千円です。

（上欄）

秋穂町の今までの税率は、昭和三十六年に改められたもので、当時の課税割合は右の上欄のとおりであります。それが、その後経済の発展により所得が伸び、昭和四十二年度の課税割合は中欄のようになつておなります。

（下欄）

秋穂町の今までの税率は、昭和三十六年に改められたもので、当時の課税割合は右の上欄のとおりであります。それが、その後経済の発展により所得が伸び、昭和四十二年度の課税割合は中欄のようになつておなります。

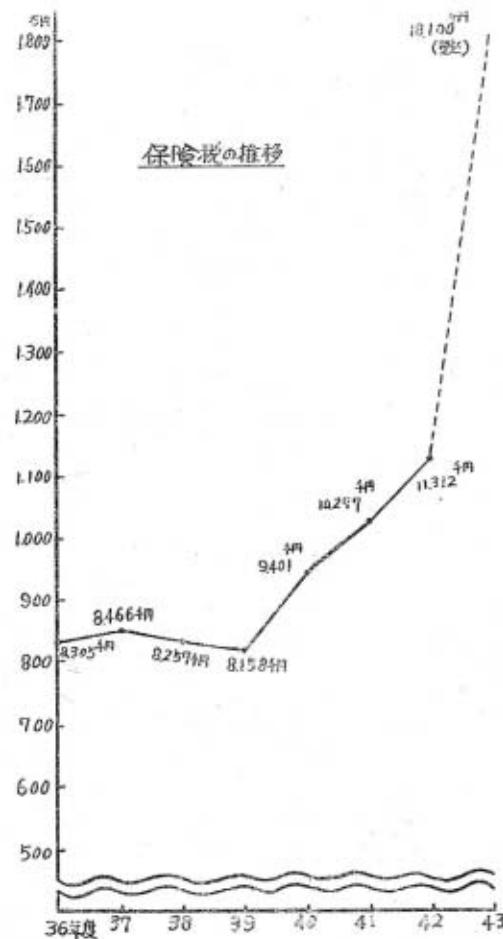
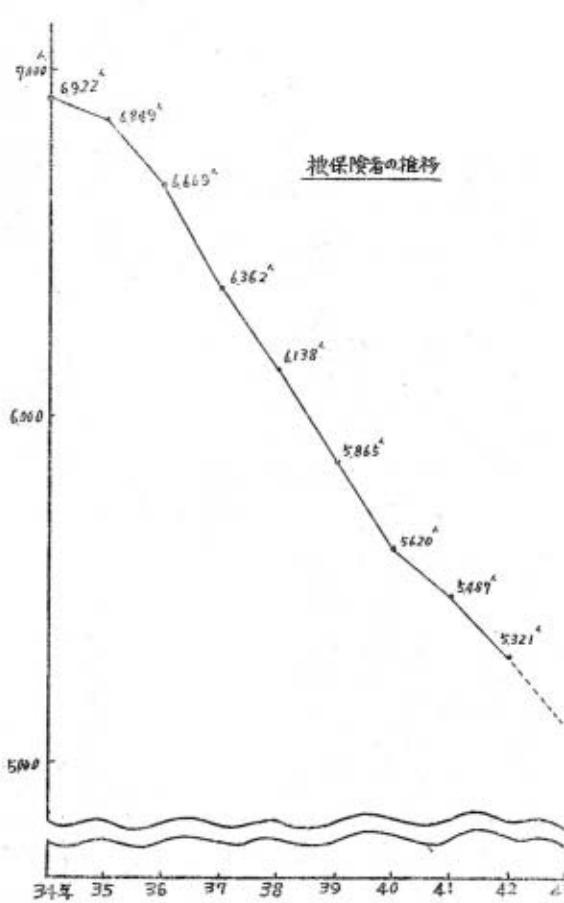
（上欄）

秋穂町の今までの税率は、昭和三十六年に改められたもので、当時の課税割合は右の上欄のとおりであります。それが、その後経済の発展により所得が伸び、昭和四十二年度の課税割合は中欄のようになつておなります。

| 区 | 分 | () 内は税率 | |
|---------------------|--------------|--------------|-----------------|
| | | 割合 | 標準 |
| ◎所得割額 (所得に応じた額) | 15 | 35 | 40 |
| ◎資産割額 (固定資産税額に応じた額) | 9 (750) 円 | 16 (410) 円 | 7 (13) (2.4) |
| ◎平等割額 (被保険者一人当たりの額) | 10 (1,200) 円 | 30 (1,400) 円 | 10 (29.7) (2.9) |
| | | | |

に、一挙に是正することは無理でありますから、下欄のように基準に近づけながら六〇%の引上げをしたものです。ただし、課税総額の七五%を大きく下回る約五〇%となつております。

保険税は、このようなくみで課税されますが、課税の最高限度額は五万円と等割額及び平等割額がそれ六割又は四割減額されことになつております。



「ガン」集団検診の
申込は六月末日まで

最近成人病特に「ガン」による死亡者が増えています。「ガン」を予防するためには毎年定期的に検査を受ける以外にはありません。

い病気を予防するため、昨年から県の「ガン」検診車による巡回集団検診を実施していますが、今年も八月下旬に行なう予定であります。三十五才以上の方は是非検査を受けられるようお勧めします。

受検希望者は、町役場保険年金課又は大海支所へ期日迄にお申込み下さい。

なお、国民健康保険に加入しておられる方には、国民健康保険が検査料の七割を負担いたします。

一、検診 八月二日申込三、検診(イ)胃ガス(ロ)高血圧
二、申込六月二日(イ)胃ガス(ロ)高血圧
眼底に二回
婦人組織に二回

予定日
下旬
期限
三十九日
科目及び料金
ン 六〇〇円
庄心臓疾患 五〇〇円
検査をした場合
〇〇円
ガ 三〇〇円
検査をした場合

別門　別門　門

培され
けしに
と、勝
ものと
を受け
いもの
○けし
るソ
セテ
○大麻
麻印
このよ。
はた

ていますが、その
は栽培してよいの
手に栽培できない
があります。許可
ないと栽培できな
には

今年も五月
月三十日ま
けしの不正
が実施され
取締が行な
ひなげしや
どは観賞用
きますが、
しや、大麻
いないか、
や花煙など
違ひのない
て下さい。

十五日から六月で全国一斉に栽培防止運動が行われています、不正栽培の、おにぎしなとして栽培で、その中に本ばななどが混つて、いま一度庭先を見廻って間もなく、よう注意し

一時間二十mm以上の強い雨が三時間も続くと、河川が決壊するところがでてきます。

このようなことから県では、簡易雨量計の設置を呼びかけています。雨量計がなくても、梅雨時に雷をともなった強い雨が降りだしたら一応集中豪雨と思って警戒してください。

梅雨に入る前には

▽屋根の補強、雨戸の修理
排水溝の掃除等をし、非常食糧、飲料水の容器、応急



もう一度確かめよう

けしは、花が美しいため

ても勝手に栽培すること

山口県の夕雨と災害との関係をおおまかに見ると、一日の雨量が七十mmを越え

雨期に

そなえて



事務所移転の

お知らせ

お知らせ

三十七か所の災害危険区域
があります。

きは、気象台から注意報や

警報がでることになつてい

ますが、集中豪雨は「いつどこで起る」というはつきりした予測がたちにくいた

め、予警報がでたときは、すでに被害がでていることも多いのです。

集中豪雨が気になる季節
が近づいてきました。昨年
山口県でも北部方面で家屋
の浸水、その他かなりの被
害がありました。

三十七が月の災害危険回
があります。

お知らせ
左記の各事務所は、六月一日から防長バス車庫
騎の元塩業組合事務所へ
移転しました。

